

トレーサビリティについての意見取りまとめ

資料2

	(1)トレーサビリティの必要性／理由		(2)現状の管理体制／理由		(3)消費者の求めるトレーサビリティ		(4)確立されているトレーサビリティの仕組 [(2)で確立されている]	(5)確立されているトレーサビリティの仕組 [(2)で確立されていない]
幹事1	必要	製造したも井のを明確にする必要 製造とは、製造者名、産地名、 国産・外国産 を誰が見てもすぐ分かるようにする	確立されていない	現状では、消費者が表示がないので国産か外国産かみ分け ることができない	消費者にとって必要	消費者が必要なものは、安全な物で、いつ、どこで、だれが生産した物が明確な情報	—	現在まで協議した内容でいく。 番号だと問題ないとのことで取り進めたものを変更する必要はないです。
幹事2	必要	生産者（輸入商社）から流通そして 畳店に至る畳業界の全員が一種の ことに共通情報を提供し、協力しあ うことこそが、畳業界の安定的発展 となり、消費者で安全安心の正しい 商品情報を発信できると思う。	確立されていない	生産者（輸入商社）から流通して 畳店へとつながる畳表・畳床・畳資 材等の出荷案内書・納品書類は出 荷案内書・入日記等で管理されてい ると思われませんが、畳業界川下 の畳店側の受け入れが明細事項に ついて整理できていないのでは、と 感じています。	消費者にとって必要	国産あるいは中国産の表示はもち ろん、例えば、い草の栽培地・収穫 地と畳表への製織地の明確な区分 け 素材→い草（熊本県産）・畳表製 織者→岡山県倉敷市=商標（びんご 畳表）	—	農家→製織者→商社→流通→畳店→ 工務店→消費者等のような業界の流 れにおいて、統一様式の仕入伝票と 出荷伝票を用いて、各々のポジション に位置する各々が、仕入伝票に基づ いて、自己責任管理の元、独自の商 品名称・商品番号を用いて、商品発 送年月日・商品発送数量・商品名称 ・商品サイズ・商品番号等を記載す る簡単明瞭な商品説明・情報を出荷 伝票として次のポジション業者に申 し送りをする。
幹事3	必要	事故が起きた時、流通ルートを探 ることで早急な対応ができる。組合 としての■意見・要望（※）のと おり、全J畳協では発足以来「出荷 証明書」を発行して製造者責任を 明らかにしている。 ※組合としての要望・意見 [表示項目及び表示例]の中で ①輸入畳床の流通は皆無に近い状 況であり、「畳床製造者」に「日本 国」の表示は削除をお願いしたい。 ②「畳床の表示」については、第 11回検討会ベースの「畳床生産 者がし出荷証明書を発行します」 の採用をお願いしたい。「表示情 報票」ではトレーサビリティの精 神にそぐわない。	確立されていない	一般的には確立されていないと思 う。JISマーク表示製品は品質管 理を重視したもので事業者責任が 問われており管理体制は充実して いる。	消費者にとって必要	消費者からの早急なクレーム 対応ではないか。	—	国で定めたJIS製品であることをア ピールする。連絡会議でも出席者 の中から提案のあったように畳 業界や住宅関連、消費者団体が 決めたJIS、JASをもっと重視す ることが必要。公正競争規約は 屋上屋を重ねることではないか。
幹事4	必要	お客様が要望した畳と使用され た物（畳床、畳表）が合致してい ることを証明できる。	確立されていない	どこかで商品（畳表）が変わっ ていることが少しある。	消費者にとって必要	生産地 価格と価値が合っている か（※畳店と消費者の関係が良 好ならばいらぬ場合があります。）	—	◎簡素化するため、畳表だけで実 施したら ◎ロットNo記入方法が良いと思 う。 ◎いぐさ農家生産者と直接取引 が増えると思う。
幹事5	必要	産地偽装するのに容易になる から	確立されていない	農家及び畳店の若者は、その重 要性をよく理解しているから。 現存する次世代の若者は、高学 歴者も多く、仕組みについても、 すぐに理解しえると思う。	消費者にとって必要	産地の表示は、必需条件、顧客 によって様々ですが、建設業許 可、技能士、施工管理技士、職 業訓練指導員、職長教育、JIS 品質管理技士、基幹技能士これ からは、畳屋といえども2級建 築士など	ISOを認証取得している業者は、 取引のある問屋や、農家の記録 は保持している。(5年)又CS活 動の一環として、評価もしている。	

	(1)トレーサビリティの必要性／理由		(2)現状の管理体制／理由		(3)消費者の求めるトレーサビリティ		(4)確立されているトレーサビリティの仕組み [(2)で確立されている]	(5)確立されているトレーサビリティの仕組み [(2)で確立されていない]
委員1	必要	販売及び製造責任を明確にするために必要である。	確立されている	現在までクレーム対処には、流通及び製造者まできちんと責任を負っていただいている。現状のトレーサビリティで十分である。消費者には最終販売者が責任を持って対処できれば問題はないと思う。	消費者にとって必要	当然必要であるが、表示する必要があるかは別である。販売業者から順次さかのぼれる仕組みが確立されていれば問題はないと思う。但し、規約として必要があるが、表示する必要はないと思う！	各段階で、どこから買った物をどこで販売したかは、商売をしている者であれば、誰でも行っているのがあたりまえです。どのような流通をしているかを問わなくとも、各々が前と後を把握していることで全体のトレーサビリティは確立していると考えます。	—
委員2	必要	最近、摘発された業者のように中国産を国産と偽装して販売を行っている業者の排除のために必要。言い換えれば、中国産も国産と比較しても見劣りしない程品質が向上しているため、産地表示は必要。	確立されていない	以前、流通経路において梱包を国内で変更し、国産と表示して販売していた業者もあり、確立されていない。	消費者にとって必要	原産国表示	—	量表、生産工場において国産・中国産ともに原産国表示
委員3	必要	どんな商品であってもトレーサビリティの確立は、その商品の信用です。更に、今消費者が最も求めているものです。	確立されていない	現在の仕組みは当事者にとって都合が良かっただけの仕組みで、その仕組みに全く透明性が無い。真のトレーサビリティに程遠いものと思います。	消費者にとって必要	購入する商品が信用出来、購入するかどうかの判断基準となっております。商品及び表示の偽装が後を絶たない現状があり、販売側としても有効な営業材料となる。	—	出来るだけ簡潔明瞭なものが望ましい。また最終的に管理する量店(零細)にとって管理・保存が容易な形が良い。これまでに全日量が提案した葉書大の形式が良いと考える。量店の中にはすぐに面倒だと言う人が多いが、信用はある程度の労力を伴うものと理解することが大切。
委員4	必要	生産・販売・流通する者にとって、ある程度はつきりしている方が良い。	確立されていない	現状では、生産・流通・製造者が各々に管理している。三者が一体となって取り組まなければ確実なトレーサビリティにならない。	消費者にとって必要	商品がいつ、どこで作られ、どのような経路で納品されたかという生産履歴を知ることは当然である。	—	現在、マスコミ等で偽装やら誤表示だの取り上げられている状況下において消費者は、商品ばかりではなく製造者にまで懸念を持ってくると思われます。国産にしても輸入品にしても誰がどのように市場に流通して消費者自身の元に届いたか知らしめなければならない。輸入品については国名と輸入代理店名を記名するのは当然であり、隠して恥じる品物を使用した消費者は不利益を被る。

(1)トレーサビリティの必要性／理由		(2)現状の管理体制／理由		(3)消費者の求めるトレーサビリティ		(4)確立されているトレーサビリティの仕組 [(2)で確立されている]	(5)確立されているトレーサビリティの仕組 [(2)で確立されていない]	
オブザーバー1	必要	最近、産地偽装がはびこる中、消費者は安心してお金を出せるシステムを確立しなければならぬ。そうしなければ量業界の未来は明るいものではないと思われる。またそうすることにより量の良さをアピールできる。	確立されていない	確立されていると思っているのは一部の流通業者のみで、一般消費者には何もわからないし、何も見えてこない。今、この状況で一般の人が知りうる情報は一つないのではないか。	消費者にとって必要	生産地・薬品の使用の有無・安全かどうかの指標、品質(ランク)・材料名	—	表面に貼られるシール番号によって、インターネット等で検索すると、生産地・材料名・薬品使用の有無・安全性・品質(ランク)などがすぐわかるような仕組みを確立するべきである。
オブザーバー2	必要	問題点が生じた時に系統立てて解決の道筋を付けるためには必須条件である。ロット表示の不要を訴えるのであれば、その代替案を分かりやすく示す必要がある。その商材を扱う団体の中でクローズすべきではない。	確立されていない	確立されているのであれば、市場で問題になるような「偽装」問題や公正競争規約を設けようとする動きにはならない。	消費者にとって必要	(1)の理由と同じ	—	①誰がみてもその材料の流れが理解できる仕組みが必要 ②ロット番号に代わるトレーサビリティが明確に出来る方法を具体的に示されないと判断が出来ない。 ③市場に流通している製品で公正競争取引の対象になっているものは、原材料名、内容量、賞味期限、製造業者名等の表示を義務付けているが、量業者が最終の表示責任を負う情報が確実につかめていないと成立しない。 ④各部材を組み合わせて「量」として消費者に渡すものであるため、各部材のトレースが出来る仕組みを明確にすべきである。
オブザーバー3	必要	問題発生時の原因追求のためにも生産履歴は必須事項と思います。	確立されていない	多数を占める中国表での出所不明が多い。また、現状量店は顧客に説明、明示していない。	消費者にとって必要	い草の産地、床資材の製造工場、生産時期、量の製造年月日、製造者	—	品の出荷とともに製品情報が流れ、量店ですべて揃ってEUに展示する。極力情報はシンプルにし作業を簡素化する。
オブザーバー4	必要	法令遵守は現代社会では当たり前の概念であり、特に農産物である量表に関しては、JAS法のもと適切な表示が求められると考えます。昨今、偽造問題が社会問題としてクローズアップされている今、責任の明確化とともに正しい表示がされ、その履歴を示せることは有意義なものであると考えます。	確立されていない	連絡会などで、「トレーサビリティは、履歴を追っかけることができる体制があること」と発言されている団体があり。この意見も一理あるとは思いますが、それならば現在の体制で川上まで履歴を遡ることができることを第三者に証明できるのでしょうか？	消費者にとって必要	量は一般流通品のような市場型商品ではなく、工事が付随する契約型商品であります。履歴を顧客が求めた場合、すぐに示すことができればなりません。	—	現状で考えれば、多額なコストをかけたシステムを構築することは、得策ではないので、手間がかかるが原始的な伝票方式が良いのではないかと思います。これにより少なくともその製品に携わった業者がわかります。また、[(2)でaを回答した方]を採用したならば、偽造品パトロールを組織的に行い、内部での監視体制を強化して、組織内で訴訟ができる仕組みにしたらいのではと考えます。